

建築物を増改築

既存建築物の
非住宅の床面積が
300m²以上

No

非住宅部分の増築が
300m²以上、かつ、
増築後の非住宅部分が
300m²以上

No

増改築の規模*が
300m²以上
*住宅部分・非住宅部分を
問わない

No

既存建築物の床面積*が
300m²未満、かつ、
増改築の規模*が
10m²超
*住宅部分・非住宅部分を
問わない

No

手続なし

Yes

非住宅部分の
増改築の規模が
300m²以上

No

Yes

Yes

建築士から
建築主へ
評価・説明

No

No

届出

既存建築物が
H29.4.1時点で存在しない

「非住宅部分の増改築の床面積」の
「増改築後の非住宅部分の床面積」
に対する割合が2分の1超

Yes

Yes

適合性判定

※ 住宅の床面積が300m²以上
の場合、適判機関は所管行政
庁へ省工ネ計画書を送付